

日本の労働者協同組合運動と協同組合原則

—日本協同組合学会・春季研究集会（95年5月20日）での報告から—

菅野 正純（協同総合研究所専務理事）

はじめに

今回のICA協同組合原則の改訂は、マクファーソン「背景報告」が言うように、21世紀を前に、「特別の挑戦課題」に直面した国際協同組合運動が、自らの存続と発展をかけて、協同組合の独自性を内外に明示しようとするものである。

すなわち、市場経済の世界的拡大と多国籍企業の権力の増大、資本主義企業賛美の世論づくり、人口の増大と資源・環境の危機、民族紛争をはじめとする深刻な対立など、に直面した協同組合運動が、消費者協同組合、銀行協同組合、第一次産業の販売協同組合、サービス協同組合、労働者生産協同組合の5つの伝統を振り返りつつ、「すべての人々が自らの運命を最大限制御するために闘うことができるし、闘うべきだ」という信念にもとづき、「共同の活動を通じて、とりわけ市場において、あるいは政府に対して、影響力を拡大する」（背景報告「自助」へのコメント）協同組合運動の現代的意義と活動指針を確定する作業である。

1. 日本の労協運動と原則への取り組み

日本の労働者協同組合連合会は、法律も制度もない中から、失業者の仕事確保からはじめて、現在では、青年から高齢者にいたるすべての階層の参加を得て、労働者協同組合の実態を日本社会の中に構築してきた。近年では、①「よい仕事」「全組合員経営」の内実を高め、本格的な仕事おこしの段階への移行を準備するとともに、②高齢者の就労と生活全般の助け合いを実現する「高齢者協同組合」づくりを推進し、③さまざまな「地域づくり・仕事おこし」の取り組みと結んで、「生命・労働・地域の再生」のための「非営利・協同の大連合」を呼びかけながら、事業・運動の

新たな飛躍をめざしている。

原則との関わりで言えば、労働者協同組合は、1979年の全国組織結成以来、独自の「7つの原則」を掲げて活動し、またその実践の中で原則を豊富化してきた。今日の「労働者協同組合の7つの原則」は、次の通りである。

- ①「徹底民主主義」を通じて、労働者が企業の主人公になります
- ②よい仕事をし、町づくりに貢献します
- ③みんなで出資し、事業計画をつくり、仕事を拡大して、生活を向上させます
- ④労働と教育を基礎に、「自立と協同と愛」の人間に成長します
- ⑤全国的観点と変革の立場に立って、協同組合運動を発展させます
- ⑥労働組合運動や地域の運動と連帯を強めます
- ⑦人類の危機を克服する運動を進め、国際連帯を強めます

こうした日本における、草の根からの労働者協同組合運動がICA東京大会で認められ、ICAへの加盟が承認された。これは、単に日本労協連だけではなく、「地域づくり・仕事おこし」を進めるすべての運動にとっての、重要な発展の契機になりうるものであり、そうしなければならないと考える。

実際、ICAの労働者協同組合委員会であるCICOPAのレジス委員長や、イタリア・レーガの代表が、日本の労働省を訪れ、労働者協同組合法制の制定を要請していただき、事態の前進に大きな力となった。また、日本労協連としても、ICAの諸会議における原則案の討議に積極的に参加し、提案を行なってきた。

2. 本報告の課題

本報告は、マクファーソン背景報告と多くの面で、歴史的な問題意識と、協同組合の課題についての認識を共有しつつ、日本の現実と、労働者協同組合、およびさまざまに起りつつある「新しい協同組合」の実践をふまえて、ICA協同組合原則・理事会案を検討し、それをより充実させる立場から提案を行なうものである。その前提として、前半では、「人々が自らの運命を制御する」ことを妨げる障害がどのように存在し、これを乗り越えて、「自らの運命を最大限制御」しようとする実践がどのように育ちつつあるのか。協同組合運動は、これとどう関わるのか、という点を検討して、原則改訂への基本視座を据えることとする。

I 日本の経済社会と労働者協同組合の 実践を踏まえて

—原則改訂への基本視座—

1. 阪神大震災とその復興過程が問うもの

阪神大震災は、「大量生産・大量消費・大量廃棄」を局限まで推し進めてきた日本資本主義が大きな困難にぶつかる中で起き、もうけのために生命や人権を著しく軽視することの上に成立ってきた、経済大国と都市構造の現実を、白日のもとにさらした、きわめて象徴的な大災害であった。

政府は、「私有財産の保全は個人の責任」という論理から、被災者の生活救済はいっさい義援金に頼る一方、行政に非常大権を集中して、ゼネコンという巨大な私有財産と癒着して、彼らの主導する大規模開発を、この機に一举に強行しようとしている。ここに「新自由主義」のタテマエとホンネが端的に表されている。

しかしその一方、政府と営利企業が有効に機能しない中で、地域の人と人との結びつきと自発的活動が、ボランティアと並んで、生命と地域の再生に力を発揮し、「非営利・非政府」の「市民的公共セクター」が、日本社会に本格的に登場し、根付き始めたことは注目に値する。

労働者協同組合も、直後の人の救出や水・食糧

の供給、高齢者の安否確認から始まって、家屋の解体、ガレキ撤去、ケア体制の再確立、給食などに進んで、4月22日には、住民組織や専門家と結んで、「建設労働者協同組合」を発足させた。

住居の確保、仕事の確保、生活の再建から、まちづくりまで、自治と結んだ協同の総合的な力量が、いま大きく問われている。

2. 大量失業と雇用不安、地域経済の空洞化

第2に、雇用失業問題の深刻化とその影響である。

円高とアジアの低価格製品の大量流入、企業の海外脱出、情報化の進展ともあいまってのリストラ合理化、若者たちの就職難という形で、大量失業・雇用不安、地域経済の「空洞化」は、いまや構造的に定着し、長期的に拡大していくものと見られる。

しかも、財界は、「賃金破壊」「雇用破壊」を、総資本の意志と戦略に高めており、政府もまた、働く権利の公的な保障のための理念と政策を持ちえていないことが重大である。

こうして、「制御なき市場」と新自由主義の政策は、就労問題にとりわけ破壊的な影響をもたらそうとしている。それは、かねてから日本の第一次産業の生産者に加えられてきた「国際市場」のムチが、労働者に加えられるに至ったものであり、失業問題とあわせて、第一次産業への壊滅的打撃、勤労者消費の収縮と地域生活基盤の低落をもたらすことは必至と思われる。

これに対して、真に人と地域に必要なものを生産しながら、消費者・利用者の共感を得て、労働と経営の持続を図る、「地域づくり・仕事おこし」の運動が、さまざまな形で、各地に噴出しつつあり、大企業への依存を克服した、本格的な協同運動の台頭として注目される。

3. 「非営利・協同の大連合」と法制化の要請

労働者協同組合の呼びかける、「非営利・協同の大連合」は、そうした現代的な協同運動への挑戦であり、有機農業の生産者協同組合を目指す「無

茶々園」や、教育労働者協同組合・学校協同組合の全国展開と過疎の地域おこしを目指す「黄柳野高校」の日本労協連への加盟は、その象徴的な動きと考えられる。

しかも、こうした「非営利・協同の大連合」への展開は、「労働者協同組合法」を制定し、これらの「地域づくり・仕事おこし」の事業と運動を法と制度に高め、その本格的な発展を図ることを要請せざるをえない。

4. 協同組合原則改訂への基本視座

以上のことから、「新自由主義」が社会の解体と人類の危機を加速し、協同組合の存立根拠を根本的に脅かす中で、これに立ち向かう本格的な協同運動の再構築が次のような形で迫られていることが確認できよう。

第1に、協同組合運動は、「市場原理」を無条件に受け入れ、営利企業と同質・同次元の競争を追求するのか、それとも、社会的連帯と「維持可能な発展」をめざして、新たな企業と市場のあり方を提示しつつ、人間主体の経済に対する制御能力を高め、「社会的経済」と呼ばれる方向に自らを形成していくのか、という点である。

第2に、協同組合各部門のタテ割状況を克服して、協同組合の大連合と「協同の総合戦略」を練り上げる段階に来ているのではないか、という点である。

第3に、権力的で、しばしば営利主義と癒着する古い「公共性」に従うのか、生命と人権の立場にたった、働く者による「市民的公共性」を積極的に創造し、その中に協同活動を位置づけるのか、という点である。市場が機能するルールを定め、また社会的サービスの需要の創造と供給において、「どのような公共性か」という問いは、協同組合においても決定的に重要になっている。

労働者協同組合は、①維持可能な社会に向けた社会的経済の形成、②協同の大連合、③市民的公共性と協同の結合を、原則改訂の基本視座に据えるものである。

II ICA協同組合原則・理事会案への 見解と提案

理事会案への総括的評価

新たに制定された、協同組合の「定義」と「価値」は高く評価できる。

とりわけ「自律的な連合体」こそが協同組合の母体であり、その上に人々の要求を実現するための「共同所有され、民主主義的に制御される企業」が形成されるという定義の論理は、労働への要求から労働者協同組合が生まれ、高齢者が自らの人生を設計し生きていくことの要求から生まれていることから、納得できる。

「原則」については、「自律」「コミュニティへの関与」などは、積極的な側面である。だが、全体としては、1次案、2次案からも後退して、「21世紀への指針」としてはきわめて不十分なものに留まっていると言わざるを得ない。

日本労協連としては、①最後までICAに対して提案を行なうと同時に、②原則の「説明」において以下に述べるような点を明示することを求め、③世界の労働者協同組合の仲間とともに、労働者協同組合の原則を確定していく決意である。

1. 「サービス」（よい仕事）原則の復活を

最も致命的だと思われるのは、第2次案まであった「サービス」原則の削除である。われわれは、これを復活して、協同組合の事業、供給の質を「よい仕事」として明確化することを強く求めたい。

それは、第1に、「よい仕事」が、営利企業との質的な差異を示し、競争における協同組合の質的な優位性を保障するものだからであり、第2に、短期的・一面的な金銭的利益を超えて、生活様式や社会システムを転換していくという、現代的な協同の質が含意されているからである。

第3に、それは、労働の尊厳と全人格的格の回復の課題と表裏一体のものであって、生産者と消費者・利用者双方を民主主義的に組織する協同組合が、「よい仕事」を達成する上で最も大きな可能性をもつことはまちがいない。

2. 参加民主主義と人間発達

第2に、協同組合民主主義（第2原則）における参加的性格と、協同組合教育（第5原則）における「相互的」性格と「人間発達」＝「主体形成」という目的を明確にすることが必要であるという点である。

「参加民主主義」は、意志決定のみならず、活動・実行過程も含めた動的な民主主義であり、協同組合民主主義の参加的性格を明確にすることによって、参加の規模や回路の不断の改革と実験の課題が自覚され、全国的連帯と分権・自治の相互促進的關係が深められるのではないか。

しかも今日の参加は、バーク報告も述べたように、協同組合での活動を通じた生活様式や労働の自己変革から出発して、地域、経済社会の変革へと動的・社会的に展開されるものである。労働者協同組合では、一般の組合員が地域の仕事おこしや「自治体行動」に取り組む中で、労働者協同組合を地域と自治体にアピールし、また地域と自治体が抱えている問題をつかみ、その中で大きく視野を広げているのである。

それゆえ、協同組合の参加民主主義は、主体の観点からすれば、相互的な学習と、それを通じた人間発達、主体形成であり、協同組合教育の性格と目的も、この点から明確にされるべきであると考えるのである。

3. 財務における社会的連帯

第3に、財務（第3原則）において、第2次案までであった「非分割・集団資本」や、剰余金の分配方法としての「協同組合運動の発展のために」が削除されてしまったことである。これらは、協同組合の財務に固有な社会的・連帯的性格を表現し、これを物質的に支えるものであり、何らかの形で明示されるべきである。

日本の労働者協同組合においても、「利用高配当」に当る部分を「労働に対する配当」として分配するとともに、剰余の一定部分を、新たな事業所の開設＝新たな就労機会の創造に自主的・自発

的に回してきたし、そのことが労働者協同組合の社会的性格を主張する一つの根拠となり、速い全国展開をも支えてきた。

「非分割資本」は、組合存続中はもちろん、解散時にも組合員に分配されない資本として、剰余の一定部分を積み立てるもので、解散時には、協同組合運動ないし公共目的のために譲渡される。

原則案の第一次案も、「通常、協同組合の資本の少なくとも一部分は、集团的に所有され、協同組合の長期的な存在目的の増進に用いられる」とし、マクファーソン「背景報告」は「協同組合は一面では共同体でもあって、単なる諸個人の連合体ではない、こうした理由から、協同組合の資産の一定部分は、非分割でなければならない。これは、協同組合の一方の基盤である相互扶助の物質的表現である」と解説したのである。

同時にそれは、利殖目的のために株式を発行できる営利企業と異なって、資本形成に限界のある協同組合が、資本不足を補う主要な方法でもあって、それゆえに、イタリアなどでは、この資本への剰余金の積立分は非課税とされてきたのである。次に協同組合運動全体の協同の基金について。たとえばイタリアでは「協同組合相互扶助基金」と呼ばれる基金が、すべての協同組合の毎年の利益の3%を拠出して形成され、協同組合の発展と仕事おこしのために用いられている。この拠出分も課税対象から控除され、単協解散時には、その非分割資本もここに積み立てられる。「協同組合所有」が、いっそう明確に確立されたと言える。

イタリアを例にとると、さらに「社会的経済」戦略にたった協同組合資本の形成が模索されていることが注目される。すなわち、一方で、追加的な社会保険、自主共済、労働組合とも結びついた、社会的経済の基金が形成されるとともに、労働者協同組合による企業再建に対して公共財源が支出され、協同組合と労働組合のナショナルセンターが管理する「産業金融会社」を通じて、資本として供給され、拡大再生産されていることである。

4. 今日の協同組合間協同とその革新的実験

第4に、協同組合間協同について、第2次案までうたわれていた「あらゆる実践的方法での、革新的な協働の方向」の追求という文言が消え、既成の組織を通じた協同を表現するものに終わったことである。われわれは協同組合間協同の今日的意義を鮮明にするとともに、それに向けた革新的実験を真剣に模索しなければならないであろう。

われわれは、「維持可能な社会」に向けた「社会的経済」の確立こそが、今日における協同組合間協同の核心的課題であると考え。既成の協同組合組織のタテ割の現状を超えて、「協同組合所有」や「協同の総合戦略」が明確に描かれなければならない。そのためにも、生産者・供給者と消費者・利用者が共に構成する「複合型協同組合」にも注目し、これを含めた「革新的実験」が進められる必要がある。教育労働者と親、生徒、支援者による「学校協同組合」はその一つの典型であり、このモデルは、既存の協同組合の活性化にとっても重要なインパクトを与えるものと思われる。

また、アジアにおいては、生産者協同組合を育成し、各地域の内発的発展を支えることが、協同組合運動総体の課題となっているのではないだろうか。

5. 人類社会の維持可能な発展を明確に

第5に、「コミュニティへの関与」(第7原則)は、協同組合が地域に責任を負い、地域とともに発展することを自覚する上で、重要な原則の新設であり、これを歓迎するものである。と同時に、今日のグローバルな一体化が進んだ社会においては、あわせて、直截に「人類社会の維持可能な発展」への要求と責任が、協同組合自身のものとして明示され、全組合員に共有される必要があるだろう。

日本の第1次産業の荒廃や、失業および国内経済の「空洞化」と、第3世界における人権抑圧、環境破壊、資源収奪が一体として進められている中で、日本の協同組合人は、とくにこの点を強調する責任があると思われる。

6. 経済社会システムの民主主義的発展へ

最後に、協同組合は政府および資本から「自律」(第4原則)した組織であるだけでなく、自らの存続のためにも、政府に対して積極的に提案、行動して、経済社会の民主主義的発展を意識的に追求することが、不可欠の課題となっており、「経済社会の民主主義的発展への貢献」があわせて銘記されるべきだと考える。

マクファーソン報告も、「世界のあらゆる地域の協同組合は、国家との関係からきわめて大きな影響を受けてきた。各国政府は、協同組合が機能することになる法制的枠組みを決定している。課税や経済・社会政策において、政府は協同組合の取り扱いを、促進的にも限定的にもすることができる」と述べている。

われわれにとってとくに緊急なのは、労働者協同組合法の制定である。労働者協同組合法は、①「よい仕事によって就労機会を確保する」ことが持つ高い公共性を認知し、その組織に法人格を付与するとともに、②非分割積立金への非課税などによって仕事おこしの資本形成を促進し、③失業者、リストラ合理化や生産拠点の海外移転に直面した労働者、若者、女性、高齢者、障害者などの公的な就労援助や、④福祉サービス、農業など市場原理のみをもってしては労働力の確保と発達が困難な分野の仕事おこしの主体を形成して、「多元的経済社会システム」に道を開くものである。

また、政府が財政と基準を明確にして、協同組合が実行する、公共と協同の新たな関係、「公協コンプレックス」が、現代のさまざまな社会的ニーズの充足のために不可欠となっている。たとえば、「寝たきりにさせない、総合的・積極的な福祉サービスの創造」や、「偏差値教育や管理主義教育を超える、自発的な学びの創造」であり、現代の協同組合の前には、新たな活動領域が大きく広がっている。そして、こうした事業が発展することが、巨大土木事業中心の公共投資から人間とシステム中心の公共投資への転換をももたらすのであって、その点からも、協同組合の発展と経済社会の民主主義的発展は相互に促進する関係にあると言える。